

## 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書

あなた（又は、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援等の業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、守口市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和5年10月2日条例第45号）の規定に基づき、介護予防支援の提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

### 1 この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は、「介護予防サービス」、「介護予防・日常生活支援総合事業」をご利用いただくことになります。
- 「基本チェックリスト」において介護予防・日常生活自立支援総合事業対象者（以下事業対象者という）と認められた方は「介護予防・日常生活自立支援総合事業」をご利用いただくことになります。
- 介護予防サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス計画」及び「介護予防ケアマネジメント」（以下「介護予防ケアプラン」という）の作成等を行う必要がありますが、これらの業務は、「守口市地域包括支援センター」があなたと契約を締結し、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者が作成します。

### 2 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者	医療法人 西浦会（財団）
代表者	理事長 西浦 啓之
所在地	大阪府守口市八雲中町三丁目13番17号
連絡先	TEL 06-6908-2019 FAX 06-6908-1322

### 3 ご利用者への介護予防支援等提供を担当する事業所について

#### （1）事業所の所在地等

事業所名称	守口第3地域包括支援センター
介護保険 指定事業所番号	守口市指定 2703200036
所在地	大阪府守口市八雲中町三丁目13番17号
連絡先	TEL 06-6908-2808 FAX 06-6908-3006
事業所の通常の 事業実施地域	守口第3生活圏域

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<p>要支援者等からの相談に応じて、本人や家族の意向等を基に、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行います。</p>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の状態の軽減または悪化防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮したものとします。</li> <li>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</li> <li>3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</li> <li>4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス等事業者等との連携に努めます。</li> <li>5 利用者及びその家族は、当事業者に対して、介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス等事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を介護予防サービス等計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。</li> </ol>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。(但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日より翌年1月3日までの日は除く。)
営業時間	午前9時から午後5時までとする。(但し、営業時間のほか、下記電話により常時連絡体制が可能です。) TEL 090-8822-6128

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	西尾 百合子
---------	--------

職種	主な職務内容	人員数
保健師等	介護予防ケアマネジメント・ケアプラン作成業務、高齢者の総合相談業務、権利擁護業務等、地域での包括的ケアマネジメント支援業務等	1人以上
社会福祉士等		1人以上
主任介護支援専門員		1人以上
事務職員等		1人以上

4 事業者が利用者に提供する介護予防支援等の内容、利用料について

(1) 介護予防支援等の内容および利用料等

介護予防支援等の内容
①課題分析(アセスメント)
②介護予防ケアプランの作成
③サービス担当者会議の開催
④介護予防ケアプランの交付・説明
⑤サービス提供の連絡・調整
⑥モニタリングの実施
⑦サービス実施状況の把握・評価
⑧給付管理業務
⑨相談業務
⑩要介護認定等の申請に対する協力・援助
⑪その他①から⑩の業務遂行に必要な事務

## (2) 介護予防支援等に係る所定の料金・利用料

前ページ(1)①から⑩にかかる1か月あたりの利用料については、介護報酬に規定する介護予防支援費等に1単位に対する単価を乗じた額(加算項目を含む)。利用者負担については、介護保険適用となる場合には、介護保険給付として利用料の全額が給付されるので自己負担はありません。

※ただし、保険料滞納により、支払い方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料を事業者を支払う必要があります。お支払いの後、事業者が発行する領収書と介護予防支援サービス提供証明書を添えて、守口市高齢介護課の窓口で支給申請を行ってください。

## (3) その他の費用について

交通費については利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合は交通費の実費を請求いたします。

## (4) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安は利用者の要支援認定等有効期間中、概ね3ヶ月に1回程度とします。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、計画作成担当者または計画原案作成等の委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

## 5 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 6 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

## 7 衛生管理等について

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内での感染症発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
  - ① 感染症対策を検討する委員会を開催し、その結果を周知します。
  - ② 感染症対策の指針を整備します。
  - ③ 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

## 8 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 9 事故発生時の対応について

事業者が利用者に対して行う介護予防支援等の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者が利用者に対して行った介護予防支援の提供により、賠償すべき事故発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 11 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順	<p>苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）</p>
-------------	--

## 12 その他の利用申し込みのサービス選択に資すると認められる重要事項

<p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p>
--

## 13 介護予防支援等に関する相談・苦情について

【事業者窓口】		
守口第3地域包括支援センター	所在地	守口市八雲中町3丁目13番17号
	電話	06-6908-2808
	F A X	06-6908-3006
	受付時間	午前9時から午後5時まで
【守口市の窓口】		
守口市役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地	守口市京阪本通2-5-5
	電話	06-6992-1610
	F A X	06-6991-2551
	受付時間	午前9時から午後5時30分まで
【公的団体窓口】		
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地	大阪府中央区常盤町1-3-8
	電話	06-6949-5418
	F A X	06-6949-5417
	受付時間	午前9時から午後5時まで

#### 14 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から身分の提示を求められた時は、身分証を提示します。

#### 15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について守口市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和5年10月2日条例第45号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	守口市八雲中町三丁目13番17号		
	法人名	医療法人 西浦会（財団）		
	代表者	理事長 西浦 啓之	印	
	事業所	守口第3地域包括支援センター		
	説明者	事業所名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所		
	氏名	印	

代理人	住所		
	氏名	印	
	利用者との続柄		